

第1章 千葉県現状

第1章 千葉県の現状

1 地勢、人口等

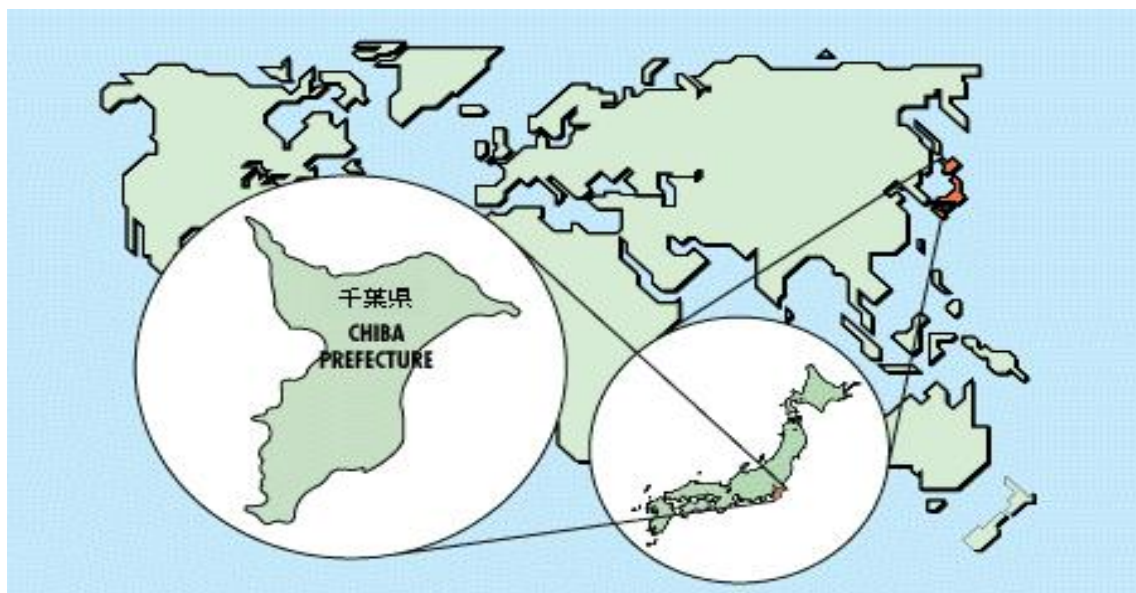
(1) 地勢等

千葉県は、首都圏の東側に位置し、太平洋に突き出た半島になっている。面積は5,157.31平方キロメートル（全国第28位）で、東京都と神奈川県を合わせた面積を上回る。地形は200～300メートル級の山々が続く房総丘陵を除き、ほぼ平坦である。海岸線の長さは、531キロメートルに及び、変化に富んだ景観を見せている。

三方を海に囲まれた千葉県は、冬暖かく夏涼しい海洋性の温暖な気候である。特に南房総沿岸は、沖合を流れる暖流（黒潮）の影響を受け、冬でもほとんど霜が降りず、降水量は夏季に多く、冬季は少ない気候である。

千葉県が「房総」と呼ばれるのは、元々「安房国（あわのくに）」、「上総国（かずさのくに）」、「下総国（しもうさのくに）」から成っていた名残で、安房の「房」と上総・下総の「総」の組み合わせに由来している。明治4年の廃藩置県により、房総には24の県が生まれ、その後、上総・安房の地域は「木更津（きさらづ）県」、下総の地域は「印旛（いんぱ）県」となった。明治6年6月15日、両県を合わせて「千葉県」が誕生し、この日を記念して昭和59年に6月15日を「県民の日」と定めた。

図表 1-1 千葉県の位置



出所：千葉県のすがたとあゆみ

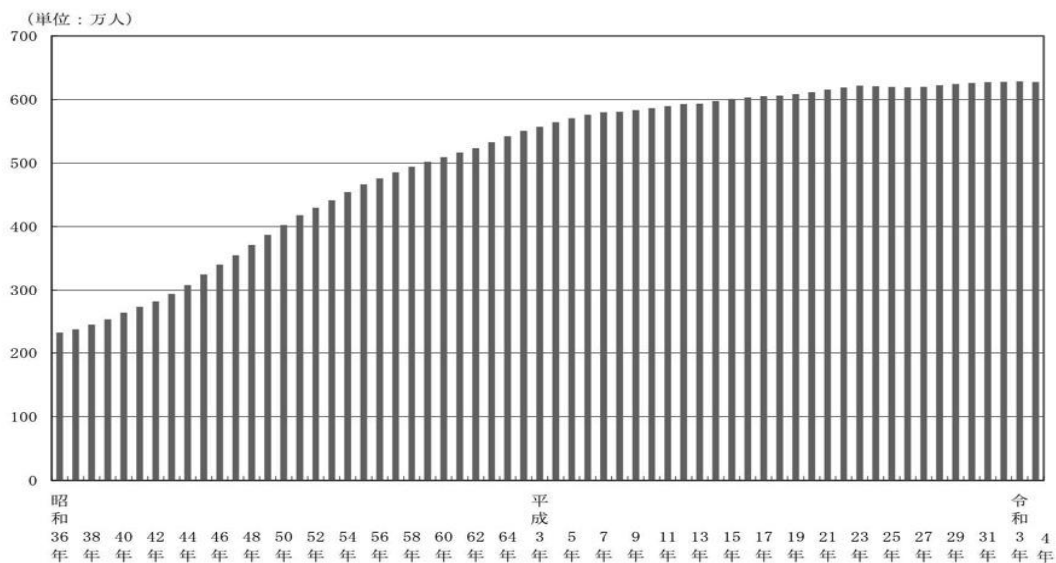
(2) 人口等

①人口総数

令和4年1月1日現在の千葉県の人口は6,272,900人で、前年人口の6,284,955人に比べ12,055人、率にして0.19%減少した。千葉県の人口は、大正9年10月1日現在（国勢調査）1,336,155人で、その後増加を続け、昭和49年11月1日現在では、400万人を超えて、4,002,808人となった。さらに、昭和58年10月1日現在では500万人を超え、5,002,542人となり、平成14年9月17日に600万人を突破した。平成23年に初めて減少に転じ、平成25年まで3年連続で減少した。平成26年に再び増加に転じ、以降は、令和2年まで引き続き増加したが、令和3年に減少に転じた。

令和2年の国勢調査によると、千葉県の人口は6,284,480人で、全国第6位となっている。また、千葉県の外国人数は、令和4年1月1日現在161,923人で、前年の166,286人に比べ4,363人、率にして2.62%減少しており、県人口の2.6%を占めている。

図表 1-2 千葉県の人口の推移



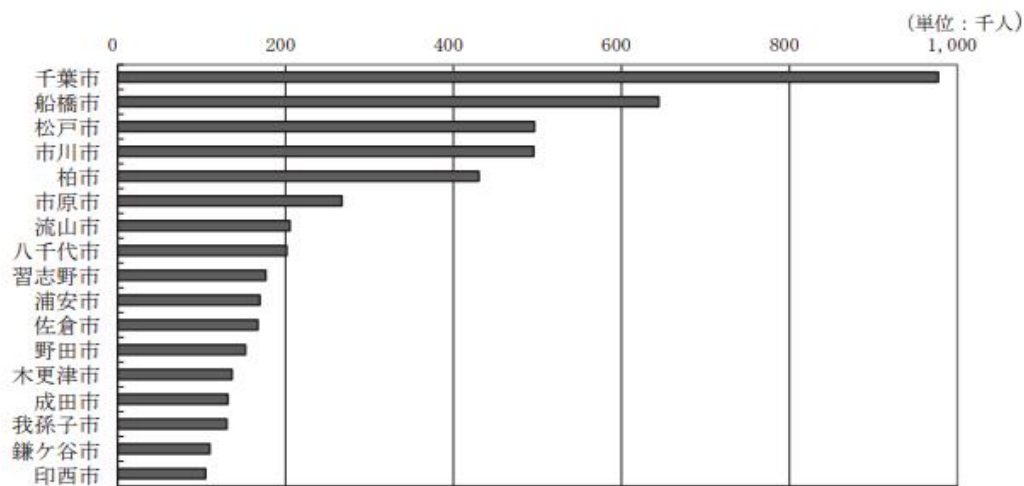
出所：令和3年度千葉県毎月常住人口調査報告書（年報）

②市町村別人口

令和4年1月1日現在の千葉県の人口を市町村別にみると、37市のうち10万人以上の市は17市あり、そのうち千葉市が977,306人（県人口に占める割合15.6%）で最も多く、郡部人口193,163人（同3.1%）の約5.1倍となっている。以下、船橋市644,443人（同10.3%）、松戸市496,350人（同7.9%）、市川市495,402人（同7.9%）、柏市430,096人（同6.9%）の順で続き、この上位5市で県人口の48.5%を占めている。

郡部（16町1村）では、横芝光町が21,727人（同0.3%）で最も多く、以下、酒々井町20,506人（同0.3%）、九十九里町14,211人（同0.2%）、長生村13,612人（同0.2%）の順となっている。

図表 1-3 10万人以上の市（令和4年1月1日現在）

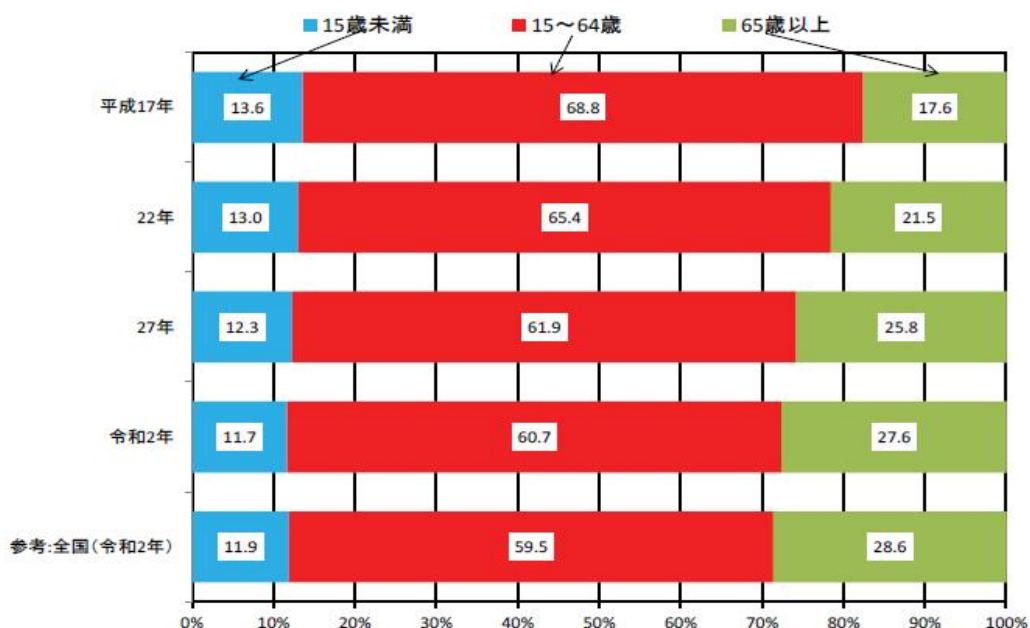


出所：令和3年度千葉県毎月常住人口調査報告書（年報）

③年齢別人口

令和2年10月1日現在の年齢別人口をみると、15歳未満は736,623人（県人口に占める割合11.7%）、15～64歳は3,813,987人（同60.7%）、65歳以上は1,733,870人（同27.6%）となっている。「指標で知る千葉県2022（千葉県HP）」によると、千葉県における令和2年度の出生数は40,168人で、全国6位である。

図表 1-4 年齢（3区分）別人口割合の推移－千葉県（平成17年～令和2年）



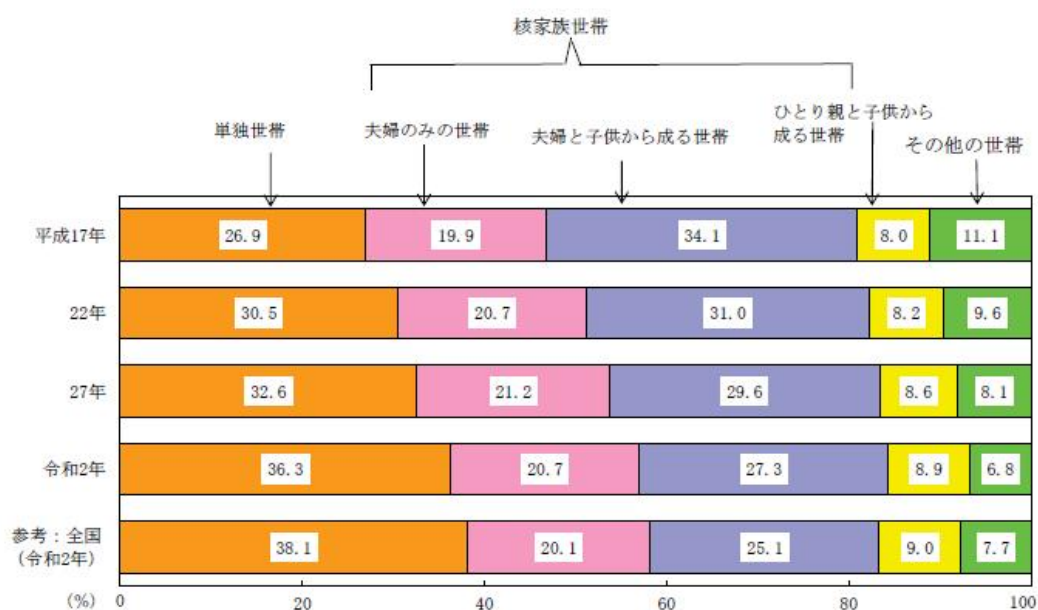
(注)要約文及び図中の数値は、単位未満で四捨五入しているため、合計と内訳の積み上げが一致しない場合があります。

出所：令和2年度国勢調査結果（千葉県分）について（千葉県HP）

④世帯の家族類型

令和2年10月1日現在の千葉県の一般世帯数は2,767,671世帯で、一般世帯（施設世帯は含まない）の1世帯あたりの人員は2.23人である。核家族世帯は1,572,544世帯で、平成27年と比較し36,259世帯増加している。核家族のうち、夫婦のみの世帯は572,435世帯（一般世帯の20.7%）、夫婦と子どもから成る世帯は755,321世帯（同27.3%）である。ひとり親と子どもから成る世帯は一般家庭の8.9%を占めている。

図表 1-5 一般世帯の家族類型別割合の推移—千葉県（平成17年～令和2年）



(注) 平成17年の数値は、新分類区分による過及集計結果による。

(注) 要約文及び図中の数値は、単位未満で四捨五入しているため、合計と内訳の積み上げが一致しない場合があります。

出所：令和2年度国勢調査結果（千葉県分）について（千葉県 HP）

⑤65歳以上の世帯

令和2年10月1日現在の65歳以上の世帯員がいる一般世帯は1,090,448世帯（一般世帯の39.4%）で、平成27年から比較すると62,445世帯(6.1%)増加している。

65歳以上の世帯員がいる一般世帯のうち、単独世帯は299,889世帯（65歳以上の世帯員がいる一般世帯の27.5%）、夫婦のみの世帯は351,463世帯（同32.2%）である。千葉県は、令和7年には約3.3人に1人が高齢者となる見込みであり、75歳以上の人口も100万人を超える予想である。

⑥外国人

令和2年1月1日現在では、千葉県内に在住する外国人は162,275人で、平成27年から54,722人（50.9%）増加している。

⑦生活保護受給者数及び世帯数

令和元年度時点では、千葉県の被保護実世帯数（1か月平均）は、68,529世帯であり、被保護実人員（1か月平均）は、86,696人である。（出所：指標で知る千葉県2022「9 福祉・社会保障（128 生活保護率）」）。

⑧障害者手帳所持者数

令和4年3月31日現在では、身体障がい者が178,722人、知的障がい者が46,851人、精神障がい者が59,159人である。

⑨要介護（要支援）認定者数総数

令和2年度介護保険状況報告によると、千葉県の要介護（要支援）認定者の総数は294,957人であり、内訳は要支援1が40,528人、要支援2が38,423人、要介護1が62,811人、要介護2が50,223人、要介護3が41,390人、要介護4が36,993人、要介護5が24,589人である。

2 千葉県におけるヤングケアラーに関する取組

(1) 令和2年度～令和3年度の取組

①庁内連絡調整会議の実施

健康福祉部各課、教育庁、総務部学事課で構成され、2回実施された。令和2年11月に国・埼玉県の動向確認等を行い、令和3年6月には国のプロジェクトチームの報告や各課の対応状況について審議された。

②研修の実施

ヤングケアラー認知度の向上を目的とした研修を行った。

図表 1-6 令和3年度～各課の対応状況について（千葉県健康福祉部児童家庭課作成）

| 課名 | 内容 |
|----------|--|
| 健康福祉指導課 | ①研修においてヤングケアラーの内容を検討する（対象者：中核センター、児童委員等）。 ②児童相談所及び学校・教育機関からの相談への対応を検討する。 |
| 疾病対策課 | ①難病・小児慢性特定疾病対策に関する会議や研修の中でヤングケアラーを取り上げていく。 （対象者：保健所、難病相談支援センター等） |
| 児童家庭課 | ①児童虐待・DV対策に関する研修の中でヤングケアラーの内容を盛り込む。 （対象者：市町村、健康福祉センター、児童相談所、教職員等） ②実態調査を実施。 |
| 子育て支援課 | 市町村が実施主体であるファミリーサポートの補助を継続。 |
| 高齢者福祉課 | ①関係団体の実施する研修等にヤングケアラーに関する内容が盛り込まれるよう働きかける。 （対象：介護支援専門員） |
| 障害者福祉推進課 | ①精神障害者にも対応した包括ケアシステムで委託している事業所等が行う各種支援の際にヤングケアラーの実態を考慮した支援となるよう要請する。 ②保健所や市町村職員が行う支援の際にヤングケアラーの実態を考慮した支援となるよう要請する。 |
| 障害福祉事業課 | 今後、国の動向を踏まえ、具体的な広報・啓発活動を検討する。 |
| 総務部学事課 | 参加可能な研修について県内私立学校の教職員の参加を促す。 |
| 教育庁 | ①学校における授業動画や学習教材の提供による学習支援を検討する。 ②各種研修会で、ヤングケアラーに関する内容を取り上げる。 （対象者：教育事務所・市町村教育委員会指導主事、各学校の生徒指導・人権教育担当者、SC、SSW等） ③SSW、SCの配置に関する補助。 |

③支援事業者等へのヒアリング調査の実施

令和3年9月から11月に各団体の会議等に参加し、ヒアリングを実施した。調査協力団体は、生活困窮者自立支援事業所12か所、中核地域生活支援センター13か所、基幹相談支援センター4か所、定時制高校1校、県立高校（養護教諭）2校、精神保健福祉士（6か所から）、医療ソーシャルワーカー（3か所から）、子ども食堂6か所である。ヒアリング項目は、ヤングケアラーと思われる事例と支援内容、行政に求めること、ヤングケアラーと思われる子どもの発見や相談ができるような体制についての案である。

(2) 令和4年度の取組

①研修

令和4年7月に「ヤングケアラーの実態と課題について」の研修を2回実施した。12月以降は、令和3年度のヒアリング事例を活用し、事例検討・グループワークを3回開催した。

<研修内容>

| 日程 | 講師 | 内容 | 参加者 |
|-----------------------------------|---|---|---------|
| 7月22日 7月29日 (計2回) | 一般社団法人 ケアラーアクションネットワーク協会 代表理事 持田 恭子 氏 | ヤングケアラーの実態と課題について (講演) | 計 170 名 |
| 12月6日 12月26日 1月12日 (計3回) | NPO 法人 長生夷隅のくらしを支える会 理事長 渋沢 茂 氏 | 課題を抱えるこどもとその家族への支援について (講義) ヤングケアラー支援に係る事例検討 (グループワーク) | 計 174 名 |
| 令和5年 3月予定 (2回予定) | 淑徳大学 教授 結城 康博 氏 (本調査研究委員会 委員長) | 県内実態調査から考える今後の支援について (仮題) | |

児童生徒安全課主催の研修として、全市町村教育委員会の人権教育担当者、千葉市を除く公立幼稚園、こども園、小学校、中学校の人権教育担当者、県立学校の人権担当者の研修において、ヤングケアラーへの対応について取り上げた。

また、令和4年度版教職員研修資料においてヤングケアラーについて取り上げ、千葉市を除く、公立幼稚園・認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校の全教職員へ配付した。

この他、令和4年度から健康福祉指導課において「高校生の居場所設置・相談支援事業（居場所カフェ）」を開始。「居場所カフェ」とは、主に高校内で生徒が飲食等をしながら、NPOのスタッフや地域ボランティアと気軽に交流できる場を設け、悩みや不安を話しやすい場を作り、必要に応じて福祉的な支援につなげるものである。千葉県では高校の「居場所」の設置支援や福祉的な相談対応について、中核地域生活支援センターが担い、気付き支援につなげる取組を進めている。(令和4年度は月1回程度、県内5つの高校で実施)

3 相談窓口体制

千葉県内の保健及び福祉等の総合相談窓口は、以下のとおりである。

(1) 県健康福祉センター（保健所）

精神保健、難病対策、DV相談、健康相談、（生活保護）等

(2) 市町村保健センター

健康相談、健康診査 等

(3) 市福祉事務所

生活困窮者支援（生活保護）、ひとり親・児童福祉・DV相談支援、身体障がい者・知的障がい者・高齢者の福祉相談支援 等

(4) 民生委員・児童委員

地域住民の相談支援

(5) 児童相談所

児童虐待の対応、その他児童に関する相談対応

(6) 中核地域生活支援センター（千葉県委託事業）

制度の狭間にある方や複合的な問題を抱えた方などの相談支援、市町村等のバックアップ、関係機関のコーディネート 等

(7) その他

介護、後見支援、発達障がいやひきこもり等の様々な課題対応に特化した相談窓口が存在するが、ヤングケアラー支援に特化した相談窓口は県内未設置であり、存在しない。

(8) スクールカウンセラー等の配置

ヤングケアラーを含む、生徒指導上の課題の早期発見・早期解決のため、スクールカウンセラーを配置し、児童生徒、保護者、教職員等からの相談対応等の支援を行うとともに、スクールソーシャルワーカーを配置して福祉等の関係機関との連携を図っている。

令和4年度は、スクールカウンセラーを全公立小学校 637 校（うち隔週配置 280 校、月 1 回程度の配置 357 校）に配置した。また、全公立中学校 312 校（千葉市を除く）、高等学校 97 校、教育事務所等に週 1 日配置し、うち、中学校重点校 5 校、スーパーバイザー配置高等学校 4 校には週 2 日配置した。

図表 1-7 令和2年度・令和3年度・令和4年度 スクールカウンセラーの配置状況
(千葉県教育庁教育振興部児童生徒安全課作成)

| | 小学校 | 中学校 | 中学重点校 | 高等学校 | 特別支援 | 教育事務所等 | 計 |
|-------------------|-------------------------------|---------------|-------------|--------------|-------------|-----------------------------------|--------|
| 令和2年度 (年間配置時間) | 165人 (119) | 310人 (218) | 5人 (432) | 85人 (218) | | 11人 (児童生徒安全課280) (教育事務所226) | 576人 |
| 令和3年度 (年間配置時間) | 176人 (114) 466人 (42) | 307人 (228) | 5人 (424) | 89人 (228) | | 11人 (児童生徒安全課280) (教育事務所210) | 1,054人 |
| 令和4年度 (年間配置時間) | 280人 (114) 357人 (72) | 307人 (228) | 5人 (455) | 97人 (228) | 1人 (114) | 11人 (児童生徒安全課280) (教育事務所210) | 1,058人 |

※1 中学校には義務教育学校3校を含む

※2 年間配置時間：令和2年度、令和3年度は実績、令和4年度は当初計画

※3 令和3年度当初小学校については176校の配置であったが、9月から未配置であった466校に月1回配置

令和4年度、スクールソーシャルワーカーは、小中学校18校及び県立高等学校21校、教育事務所15か所に配置した。

図表 1-8 令和2年度・令和3年度・令和4年度 スクールソーシャルワーカーの配置状況
(千葉県教育庁教育振興部児童生徒安全課作成資料)

| | 小中学校 | 高等学校 | 高等学校 (アクティブスクール) | 教育事務所 | 計 |
|-------------------|--------------|--------------|---------------------|-----------------------------|-----|
| 令和2年度 (年間配置時間) | 18人 (574) | 17人 (574) | 4人 (650) | 5人 (574) | 44人 |
| 令和3年度 (年間配置時間) | 18人 (543) | 17人 (543) | 4人 (624) | 5人 (543) 10人 (326) | 54人 |
| 令和4年度 (年間配置時間) | 18人 (543) | 17人 (543) | 4人 (624) | 15人 (543) | 54人 |

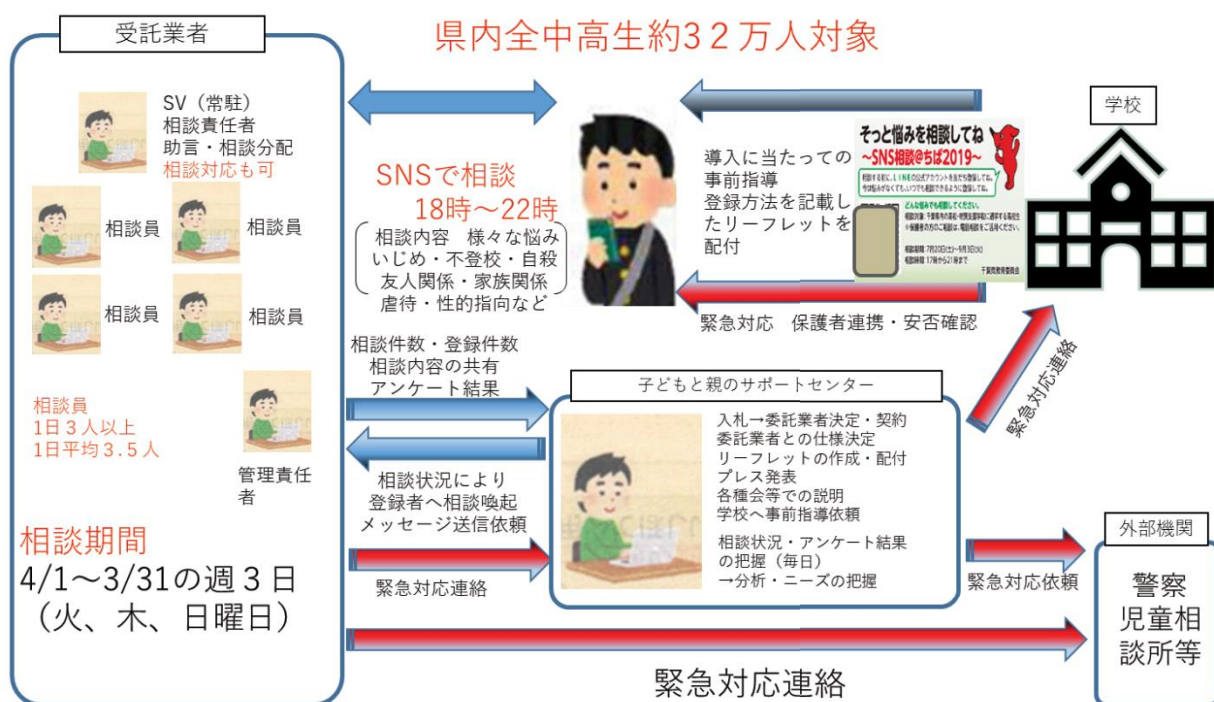
※1 年間配置時間：令和2年度、令和3年度は実績、令和4年度は当初計画

※2 令和3年度当初は44名であったが、9月から5教育事務所に2名ずつ追加配置

(9) SNS等を活用した相談事業

「SNS相談@ちば」では、生徒にとって身近なSNSを活用した専門のカウンセラーによる悩み相談を行っている。また「千葉県子どもと親のサポートセンター電話相談」では、児童生徒や保護者、教職員の悩みに対する相談体制を充実させるため、24時間体制での電話相談を実施している。

図表 1-9 令和4年度 SNS を活用した相談事業
(千葉県教育庁教育振興部児童生徒安全課作成資料)



図表 1-10 SNS相談@ちば、子どもと親のサポートセンターの相談受付件数
(千葉県教育庁教育振興部児童生徒安全課作成資料)

| | 令和3年度 | 令和2年度 | 令和元年度 | 備考 |
|----------------|-----------------|--------|--------|--|
| SNS相談@ちば | 4,758件 | 4,799件 | 863件 | ・令和元年度は7/20～9/3 |
| 子どもと親のサポートセンター | 10,340件 (19) | 9,785件 | 9,229件 | ・子どもと親のサポートセンターへの電話相談(24時間子供SOSダイヤルを含む) ・令和3年度からヤングケアラーの項目を設定 |

※ () はヤングケアラーに関する相談件数

4 保健・福祉のサービス内容

(1) 介護保険サービス

65歳以上の方または40歳～65歳未満の医療保険加入者で、特定疾病が原因で介護が必要となった方を対象とし、市町村（地域包括支援センター）に相談し、要介護・要支援と認定された場合に、以下のサービスの利用が可能である。

【要介護】

- ・ 居宅サービス
訪問介護、訪問看護、通所介護、短期入所サービス等
- ・ 地域密着型サービス
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護
- ・ 施設サービス
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設

【要支援】

- ・ 介護予防サービス
介護予防通所介護、介護予防通所リハビリ、介護予防訪問介護等

(2) 障害福祉サービス

利用申請後、市町村が障害区分の認定を行い、支給決定となった場合に、以下のサービスの利用が可能である。

- ・ 居宅介護（児童含む）
居宅における介護（入浴、排泄及び食事等）、家事（調理、洗濯及び掃除等）
- ・ 重度訪問介護
重度の肢体不自由・知的障害、精神障害により行動上著しい困難を有し、常に介護を必要とする場合、自宅で、入浴、排泄、食事、外出時における移動支援
- ・ 同行援護（児童含む）
視覚障害により移動に著しい困難を有する障がい者等を対象に、外出時の視覚情報の提供、移動の援護、排泄・食事の介護等
- ・ 行動援護（児童含む）
自己判断能力が制限されている場合、危険回避に必要な支援や外出支援
- ・ 重度障害者等包括支援（児童含む）
最重度の障がい者を対象に、居宅介護等の複数サービスを包括的に支援
- ・ 短期入所（児童含む）
短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排泄、食事の介護等
その他、自立支援、就労移行支援等がある。

(3) 子ども・子育て世帯へのサービス

市町村（または運営元）へ申請し、契約後に以下のサービスの利用が可能である。

- ・ファミリーサポート
- ・学童保育
- ・児童発達支援事業・放課後等デイサービス（市町村による受給者証の発行が必要）
- ・ショートステイ
- ・医療費等の助成
- ・出産前後・子育て世帯への家事支援（市町村による）
- ・子ども食堂
- ・子どもの居場所支援 等